

船橋市電気自動車等導入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策を推進し、電気自動車の普及を促進するため、電気自動車又は一般住宅用充放電設備（以下「V2H充放電設備」という。）を購入した市民に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより、地球温暖化防止の推進に資することを目的とする。

(補助対象設備)

第2条 「補助対象設備」とは、次に掲げるもので、未使用品かつ、市内の住宅（店舗等を併用するものを含む。）に導入されたものをいう。

- (1) 電気自動車
- (2) V2H充放電設備

2 補助対象設備の要件は別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、第1号及び第3号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 船橋市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (2) 補助対象設備の導入について契約し、費用の負担および所有をしていること。（電気自動車にあっては、所有権留保付ローンで購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合を含む。）。
- (3) 申請日までに、補助対象設備を導入した住宅に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 電気自動車を購入する者が居住する住宅は、次の各項を満たすこと。
 - ア 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
 - イ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、申請日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。
- (5) V2H充放電設備に係る申請をする場合は、次の各項を満たすこと。
 - ア 申請をする年度（以下、「申請年度」という。）内に補助対象設備の設置工事を開始し、申請日までに補助対象設備の設置を完了していること。なお、住宅建設業者等から補助対象設備が設置された市内の住宅を購入した場合は、申請年度の4月1日以降かつ、申請日までに住宅の引き渡し完了していること。
 - イ 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が補助対象設備を

導入した住宅の所有者でないまたは他に所有者がいる場合は、申請者以外の所有者全員から補助対象設備の設置に係る同意が得られていること。

ウ 申請日までに設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車が入導されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車は、新規導入・導入済みを問わない。

- 2 前項第3号において、市長が必要があると認める者に係る規定の適用については、同号中「居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること」とあるのは、「居住していること」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。
 - (1) 電気自動車に係る申請にあつては、既にこの要綱に基づき同種の補助を自らが受けている場合。
 - (2) V2H充放電設備に係る申請にあつては、既にこの要綱、船橋市住宅用省エネルギー設備設置促進事業補助金交付要綱及び船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付要綱のいずれかに基づき同種の補助を自らまたは自らと同一の世帯を構成する者が受けている場合。ただし、市長が必要があると認めるときはこの限りでない。
 - (3) V2H充放電設備に係る申請にあつては、賃貸借契約または使用貸借契約を締結した住宅に設置した場合。
 - (4) 船橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等である場合。

（補助対象経費）

第4条 補助対象設備の導入に係る経費は、電気自動車本体又はV2H充放電設備本体の購入費とし、補助対象設備の設置工事費、申請代行手数料、印紙代、長期保証費等の事務諸経費、消費税及び地方消費税等は含めないものとする。

- 2 購入費に国及びその他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助対象経費が前項を下回る場合は、当該額（1,000未満の端数は切り捨て）を補助金の額とする。
- 3 予算の範囲を超えた日の第6条第1項に基づく申請分については、同条第3項に基づく抽選後に前項までで定める額を下回る額が発生した場合、その額を補助金の額とする。

（交付申請）

第6条 申請者は、船橋市電気自動車等導入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類（第3条第2項の規定の適用を受ける者の場合にあつては、第9号に掲げる書類を除く。）を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類にあつては、市長が必要がないと認める場合は、その添付を要しない。なお、一人が申請できるのは、第2条第1項各号につき1台を限度とする。

(1) 第3条第1項第1号の要件を満たすことを証する書類

(2) 事業内容報告書（第1号様式の2）

(3) 補助対象設備の購入費の支払いを証する書類

(4) 補助対象設備の導入に係る経費の内訳が記載された書類

(5) 電気自動車の導入に係る申請の場合は、次に掲げる書類

ア 自動車検査証の写し

イ 第3条第1項第4号アの要件を証する書類

ウ 別表2において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、第3条第1項第4号イの要件を証する書類

エ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し

(6) V2H充放電設備の導入に係る申請の場合は、次に掲げる書類

ア 補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類

イ 第3条第1項第5号アの要件を証する書類

ウ 第3条第1項第5号イに該当する場合は、要件を満たすことを証する書類

(7) 設備の設置位置が確認できる図面

(8) 設備の設置状況を示す写真

(9) 住民票の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項に規定する申請を日ごとの先着順に当該年度の2月末日（土・日・祝日を除く）まで受け付けるものとし、予算の範囲に達した日または超えた日をもって受付を終了することができる。

3 市長は、前項に規定する予算の範囲を超えた日に申請をした者にあつては、前項の規定にかかわらず、抽選により補助金の交付対象者を決定するものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定で掲げるすべての申請書類が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて販売者等に確認を行い、補助金交付の可否及び額を決定し、その旨を速やかに船橋市電気自動車等導入費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、すべての申請書類が提出される前に交付できないことが明らかな場合は、その時点で申請者に交付できない旨を通知することができるものとする。

(処分の制限)

第8条 申請者は、補助対象設備の設置の工事が完了した日の翌日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案した期間として次の各号に定める期間を経過する日までの間は、当該設備を処分してはならない。ただし、船橋市電気自動車等導入費補助金設備処分承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 電気自動車 4年
- (2) V2H充放電設備 8年

2 市長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認または不承認とするときは、船橋市電気自動車等導入費補助金設備処分承認（不承認）通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 市が指示する提出期限内に補助金の交付に必要な書類の提出がなかったとき。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。
- (4) 暴言、暴力その他不正な手段により補助金の交付を強要すると認められるとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し、船橋市電気自動車等導入費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、通知するものとし、既に交付した補助金の全部または一部の返還を求めることができる。

3 申請者は、前項に規定する請求を受けたときは、速やかに当該補助金を市長に返還しなければならない。

4 市長は、申請者に代わって申請等をする者（以下「手続き代行者」という。）が第1項のいずれかに該当するときまたはその他不正の手段（以下「不正手段等」という。）により申請等をした疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正手段等が認められた時は、当該手続き代行者の名称及び不正の内容を公表し、申請等の代行を認めないことができるものとする。

(協力の義務)

第10条 申請者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたとき及び現地確認の実施要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 申請者は申請に係る書類を第8条第1項に定める期間保存及び整備しておかなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条）補助対象設備の要件

| 設備の種類 | 設備の要件 |
|----------|--|
| 電気自動車 | <p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。</p> <p>（1）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>（2）自動車検査証の使用の本拠の位置が、船橋市内の住所であること。</p> <p>（3）自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>（4）国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p> |
| V2H充放電設備 | <p>電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> |

別表第2（第5条）補助金の額

| 設備の種類 | 補助金の額 |
|----------|---------------------------------------|
| 電気自動車 | 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限15万円 |
| | 住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円 |
| V2H充放電設備 | 補助対象経費×1/10 (上限25万円) |

第1号様式（第6条関係）

船橋市電気自動車等導入費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

| | | |
|-----|----------|--|
| 申請者 | 住所 | 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | (フリガナ) | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号（自宅） | |
| | 電話番号（携帯） | |
| | Eメールアドレス | |

船橋市電気自動車等導入費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| 補助対象設備の種類 及び申請内訳額 | 補助対象設備 | 補助金申請額 |
|---|---|--------|
| 申請設備にチェックのうえ、 それぞれの申請額を記載して ください。 | <input type="checkbox"/> 1-1 電気自動車（太陽光及びV2H併設） | 円 |
| | <input type="checkbox"/> 1-2 電気自動車（太陽光のみ併設） | 円 |
| | <input type="checkbox"/> 2 V2H充放電設備 | 円 |
| 申請合計額 | | 円 |
| 補助対象設備を導入した 住宅の所在地 | <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ | |
| 協力の義務に関する同意欄 (内容を確認のうえチェック) | <input type="checkbox"/> 市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたとき及び現地確認（設備や書類内容等）の実施要請があった場合は、これらに協力することに同意します（交付要綱第10条関係）。 | |

【口座情報】

| | | |
|-----------------|---|------------------------------|
| 振込先 金融機関名 | <input type="checkbox"/> 銀行 | <input type="checkbox"/> 本店 |
| | <input type="checkbox"/> 金庫 | <input type="checkbox"/> 支店 |
| | <input type="checkbox"/> 組合 | <input type="checkbox"/> 出張所 |
| 口座種別 | <input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座 (該当する種別にチェック) | |
| 口座番号 | ※口座番号が6桁の場合は、頭に「0（ゼロ）」を加えて7桁にしてください。 | |
| 口座名義人 (カタカナ) | | |

【注意事項】

- ・申請期間は、補助金の予算に達した日または申請年度の2月末日（土・日・祝日を除く）のいずれか早い日までとなります。補助金予算は市HPをご確認ください。
- ・様式及び別紙（添付書類）の用紙は、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格に基づくA4サイズとしてください。
- ・申請前に、添付書類が全て揃っているか必ずご確認ください。
- ・記載漏れがないようにしてください。
- ・同意欄にチェックがない場合は、書類の受理ができません。
- ・申請時に口座情報の記載も必須ですが、必ず補助金が交付されるわけではありません。予めご了承ください。
- ・申請者以外の口座名義では、交付できません。
- ・虚偽の申請があった場合は、補助金の交付を取り消します（要綱第9条）。

事業内容報告書

申請者氏名

| 1 電気自動車 | | | |
|---------------------|----------|---|--|
| メーカー名 | | 車名 | |
| 型式 | | | |
| 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日 | | 年 月 日 | |
| 併設設備 | 太陽光発電設備 | <input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に給電することができる。 | |
| | V2H充放電設備 | <input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし | |
| 所有者 | 氏名又は名称 | | |
| | 住所 | | |
| 使用者 | 氏名又は名称 | | |
| | 住所 | | |
| 使用の本拠の位置 | | | |
| 補助対象経費(税抜) | | 円 | |

| 2 V2H充放電設備 | | | |
|--------------------|--|--|-------|
| 補助対象設備を導入した住宅の所有関係 | <input type="checkbox"/> 申請者のみが所有している <input type="checkbox"/> 申請者以外に所有者がいる（詳細は承諾書のとおり） | | |
| | 工事着手日 | 年 月 日 | 工事完了日 |
| メーカー名 | | | |
| 型式 | | | |
| 併設設備 | 太陽光発電設備 | <input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ | |
| | 電気自動車 | <input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ | |
| 補助対象経費(税抜) | 円 | 補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て) | 円 |

| ▽申請代行者の情報 | | | |
|---------------------------------------|--|--|------------|
| 申請代行の有無 (該当する方にチェック) | | <input type="checkbox"/> 代行している（下記の担当者情報も記載してください） <input type="checkbox"/> 代行していない | |
| 担当者情報 | 会社名 | | |
| | 所属・担当者名 | (所属) | (担当者名) |
| | | | (ふりがな) |
| | 連絡先 | (会社の電話番号) | (担当者の携帯番号) |
| | | | |
| 営業日・時間 | | | |
| 当補助金に関する 問い合わせについて (該当する方にチェック) | <input type="checkbox"/> 受け付けている <input type="checkbox"/> 受け付けていない（市からの問合せはすべて申請者に行います） | | |
| | 書類の持参者 (窓口を持参する場合は、 該当する方にチェック) | <input type="checkbox"/> 上記担当者 <input type="checkbox"/> 上記担当者以外 (氏名) (携帯番号) | |

第2号様式（第7条関係）

船橋市電気自動車等導入費補助金交付可否決定通知書

船橋市環政指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 松 戸 徹

年 月 日付けで提出のあった船橋市電気自動車等導入費補助金申請書に係る補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので船橋市電気自動車等導入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付します。※

| 交付決定額 | 金 額 | 円 |
|-------------------------|-------------|---|
| 交付対象機器 及び 交付決定額内訳 | 1 電気自動車 | 円 |
| | 2 V2H 充放電設備 | 円 |

※ 補助金を交付された設備は、以下の年数を経過するまで処分（売却・譲渡・交換・貸与含む）できません。なお、処分が必要な場合は、事前に環境政策課までご相談ください。

処分までの年数：電気自動車 4年 / V2H 充放電設備 8年

※ 補助金の申請に係る書類は上記の処分までの年数を経過するまで保存してください。

2 交付しません。

理由

第3号様式（第8条関係）

船橋市電気自動車等導入費補助金設備処分承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

補助金の交付の決定のあった電気自動車等の処分の承認について、船橋市電気自動車等導入費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|--------|--|
| 指令年月日 | 年 月 日 |
| 指令番号 | 船橋市環政指令第 号 |
| 交付対象設備 | 電気自動車 / V2H 充放電設備 |
| 処分の方法 | <p>売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 破棄 ・ その他</p> <p>※ 該当する項目を○で囲んでください。</p> <p>その他については具体的にその方法を記入してください。</p> <p>()</p> |
| 処分の時期 | 年 月 日から (年 月 日まで) |
| 処分の理由 | 具体的に記述してください。 |
| 処分の条件 | 処分することによって収益がある場合は、その額を記載してください。 |

【注意事項】

- ・ 要綱に定める年数以内に処分をすると、補助金の全部又は一部の返還を求められることがあります。
- ・ 様式用の紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第4号様式（第8条関係）

船橋市電気自動車等導入費補助金設備処分承認（不承認）通知書

船橋市環政指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 松戸 徹

年 月 日付で、船橋市電気自動車等導入費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請のあった処分について、下記のとおり、通知します。

記

- 1 申請設備
- 2 設備導入場所
- 3 決定区分承認（不承認）
- 4 承認の条件（不承認の理由）

- 5 補助金の返還 要 円（不要）

第5号様式（第9条関係）

船橋市電気自動車等導入費補助金交付決定取消通知書

船橋市環政指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 松戸 徹

年 月 日付で、船橋市環政指令第 号をもって交付決定した船橋市電気自動車等導入費補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、船橋市電気自動車等導入費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 取消しの内容とその理由

2 取消した補助金の額 円